災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針

平成 24 年 10 月 19 日(金) 環境省

- 1. 前回会合(8月7日開催)における整理 災害廃棄物の処理工程表を取りまとめ、以下の内容を定めた。
 - ① 岩手県、宮城県の沿岸市町村について、<u>平成 24 年度末の中間目標を設</u> 定し、これをもとに進捗管理を行う。
 - ② 災害廃棄物の種類ごとに、<u>処理の調整状況(「■今後調整」、「□調整中」、</u>「■調整済」)を整理し、今後取り組むべき対象を明確化した。
 - 【岩手県】「■今後調整」漁具・漁網約8万トン(広域)、「□調整中」可燃物・ 木くず約24万トン(広域)、不燃混合物約49万トン(原則県内・ 一部広域の可能性あり)
 - 【宮城県】「■今後調整」不燃混合物約 43 万トン(広域)、「□調整中」可燃物・木くず約 57 万トン(広域)、不燃混合物約 29 万トン(県内)
 - ③ 福島県については、仮設焼却炉の設置等の処理体制の整備が十分進捗していないため、中間目標の設定は見合せ。

2. 前回会合以降の進捗状況

- (1) 災害廃棄物の処理・処分割合の進捗 (平成24年7月末→9月末)
 - ① <u>岩手県では、処理・処分の割合は約 24%(前回約 19%)</u>。処理の加速化のため、一部の破砕・選別施設の処理能力の増強を計画中。
 - ② <u>宮城県では、処理・処分の割合が約30%(前回約25%)</u>に到達。仮設施設の整備の進捗に伴い、今後さらに処理の加速化が期待される。
 - ③ <u>福島県では、処理・処分の割合は約 17%(前回約 12%)</u>。避難区域とその 周辺の処理の本格化に向けて、国の代行処理事業、直轄処理事業を進め ている。
 - ④ 3 県とも、この 2 ヶ月間で処理・処分の割合が約 5%ずつ進捗したが、岩手県、宮城県では、中間目標達成に向けて進捗ペースの増加が必要。

表 1 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況(9月末現在)

	災害廃		災害層	蓬棄物		津波堆積物				
	棄物等	推計量	2	処理・処分	·	推計量	処理・処分			
	推計量	(万 t)	量(万 t)	割合(%)	中間目	(万 t)	量(万 t)	割合(%)	中間目	
	(万 t)				標(%)				標(%)	
岩手県	525	395	93	24	58	130	0.3	0	50	
宮城県	1,873	1,200	365	30	59	672	86	13	40	
福島県	361	207	35	17	ı	153	2	1	_	
合計	2,758	1,802	494	27	_	956	88	9	_	

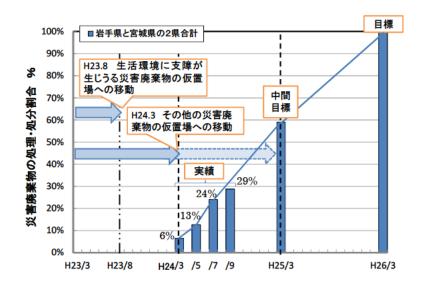


図1 岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理・処分目標と実績

(2) 被災地における処理体制の増強

- ① 岩手県では、<u>宮古地区、大槌地区の破砕・選別施設の処理能力を 10</u> 月までに増強済み。さらに、<u>年内に破砕・選別施設の処理能力の増強</u> (1 カ所)、津波堆積物の処理能力の増強(1 カ所)を計画。
- ② 宮城県では、10 月までに新たに 5 基の仮設焼却炉(約 1,400 t/日)、 3 カ所の破砕・選別施設が本格稼働し、石巻ブロックの仮設焼却炉 5 基すべてが本格稼働するなど、処理体制の整備が大きく進捗。さらに、 年内に 5 基の仮設焼却炉(約 600 t/日)、1 カ所の破砕・選別施設が 本格稼働予定。

表2 岩手県・宮城県における処理体制の増強

		設置予定数	処理工程表時	現時点まで	年末まで
			H24.8.7	H24.10.19	(予定)
岩手県	仮設焼却炉	2 基	2 基	2 基	2 基
	破砕・選別施設*1	9カ所	9カ所	9カ所	9 カ所
				2 カ所増強**2	2 カ所増強**3
宮城県	仮設焼却炉	29 基	15 基	20 基	25 基※4
				+5 基稼働	+5 基稼働
	破砕・選別施設**1	12 カ所	8カ所	11 カ所	12 カ所
				+3カ所稼働	+1カ所稼働

※1:破砕・選別施設を設置する二次仮置場等の箇所数。

※2: 宮古地区及び大槌地区の破砕・選別施設にコンクリート破砕ラインを追加。

※3:山田地区にコンクリート破砕ライン、陸前高田地区に津波堆積物の処理ラインを追加。

※4:残る気仙沼ブロックの4基については年明け本格稼働予定。

(3) 広域処理の進捗

- ① 前回会合(8月7日)以降、1 都 8 県 16 件の広域処理が新たに受入開始(受入予定量約 13 万トン)。
- ② <u>実施中・実施済の広域処理は、合計 1 都 9 県 47 件</u> (受入予定量約 50 万トン、うち受入済量約 11 万トン) に達しており、着実に拡大。
- ③ 本格受入表明済の大阪市をはじめ、栃木県、新潟県、富山県、石川県、 福井県、三重県においても、試験処理に着手・検討している市町村が あり、これらの受入実現に向けた取組を継続中。

表3 前回会合以降の新たな広域処理受入開始案件一覧

	受入側	搬出元	受入対象物	受入開始時期	受入予定量(t)
1	青森県八戸市 (民間)	岩手県釜石市	不燃物	H24.9.26~	約 3,000
					(H25.3 まで)
2	青森県東通村 (民間)	岩手県野田村	可燃物	H24.10.10~	約 2,500
3	秋田県秋田市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄	H24.9.4~	約 7,770
			物		(H25.3 まで)
4	秋田県湯沢雄勝広域市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄	H24.9.11∼	約 760
	町村圏組合		物		(H25.3 まで)
5	秋田県横手市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄	H24.9.11∼	約 660
			物		(H25.3 まで)
6	秋田県由利本荘市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄	H24.9.25 \sim	約 160
			物		(H24.10 まで)
7	山形県米沢市 (民間)	宮城県岩沼市、	不燃物・漁網	H24.9.24~	約 12,000
		石巻市			(H25.3 まで)
8	山形県東根市外二市一	宮城県多賀城市	可燃物	H24.10.16∼	約 1,000
	町共立衛生処理組合				(H25.3 まで)
9	茨城県エコフロンティアかさま	宮城県石巻市	可燃物、不燃物	H24.8.30∼	約 37,500
					(H26.3 まで)
10	群馬県桐生市	岩手県宮古地区	可燃性混合廃棄	H24.9.27 \sim	約 8,100
		(宮古市・岩泉	物		(H25.3 まで)
		町・田野畑村)			
11	埼玉県熊谷市、日高市、	岩手県野田村	木くず	H24.9.6∼	約 4,400
	横瀬町(全て民間)		N= A . I . I . I . I		(H25.3 まで)
12	東京都(民間)	宮城県石巻市	混合廃棄物	H24.8.20~	約 25,000
13	静岡県静岡市	岩手県山田町、大	木くず	H24.10.18∼	約 1,700
	the end to make the	槌町	1 2 20		(H25.3 まで)
14	静岡県裾野市	岩手県山田町、大	木くず	H24.10.18~	約 100
<u> </u>	46 Ed (E) 36 (a) -L.	槌町	1 2 20		(H25.3 まで)
15	静岡県浜松市	岩手県山田町、大	木くず	H24.10.18~	約 1,600
4.5		槌町	1. 3 38.30 . 1. 5 3	TT0 4 0 4 =	(H25.3 まで)
16	福岡県北九州市	宮城県石巻市	木くずを中心と	H24.9.17~	約 23,000
			した可燃物		(H25.3 まで)

(4) 処理工程表で整理した調整対象に係る進捗

【岩手県】

処理工程表では、<u>災害廃棄物全体約395万トンのうち約8割が処理済・調整済</u>であり、残りの約82万トンが調整対象(「■今後調整」・「■調整中」)となっていた。その後の調整状況は以下の通り。

- ① 「<u>調整中」の可燃物・木くず</u>については、広域処理等の具体化により、<u>約</u> 3 万トンが、新たに「■調整済」となった。不燃混合物については、処分先の確保により、約 2 万トンが、新たに「■調整済」となった。
- ② 「■今後調整」の漁具・漁網については、県内処理の検討と並行して、<u>山</u> 形県、神奈川県、石川県での広域処理の調整に着手。

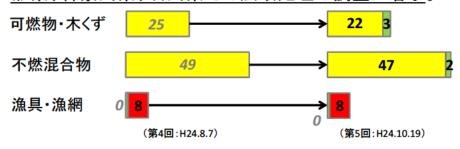


図2 岩手県の処理調整状況の進捗

【宮城県】

処理工程表では、<u>災害廃棄物全体約 1,200 万トンのうち約 9 割が処理済・調整済</u>であり、残りの約 129 万トンが調整対象(「■今後調整」・「□調整中」)となっていた。その後の調整状況は以下の通り。

- ① 「□調整中」の可燃物・木くずについては、広域処理等の具体化により、約6 万トンが、新たに「■調整済」となった。
- ② <u>不燃混合物のうち「■今後調整」のもの</u>については、県内再生利用の更なる拡大、茨城県での広域処理の具体化により、<u>およそ9割(約39万トン)について処理の見通し</u>が得られ、「<u>■調整中」のもの</u>については、処分先の確保により、約27万トンが新たに「■調整済」となった。

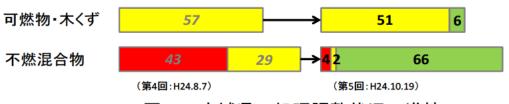


図3 宮城県の処理調整状況の進捗

3. 目標達成に向けての今後の方針

中間目標達成に向けては、現状の処理割合の伸びでは不十分であり、平成 24 年度末の中間目標達成を確実なものとするため、年内を一つの節目として以下の取組を着実に進める。

福島県の災害廃棄物については、早期に目標設定への見通しが得られるよう、国の直轄処理、代行処理による仮置場、仮設焼却炉等の整備に向けた被災地との調整に全力を挙げる。

① 当面の取組目標

「■今後調整」・「■調整中」の災害廃棄物の処理に重点的に取り組み、 **年内に「■今後調整」を解消し、「■調整中」の主なものを「■調整済」とす** <u>る</u>ことを目指す。さらに、<u>年度内にはすべて「■調整済」とする</u>ことを目指す。

② 被災地における処理体制の増強

年内に被災地の処理体制の更なる増強(仮設焼却炉 5 基、破砕・選別施設 3 カ所)を図る。岩手県では破砕・選別施設等の増強を行い、宮城県では整備中の仮設焼却炉等の大部分の本格稼働を行う。

③ 広域処理の推進

現在調整中の案件について<u>年内に必要な試験処理等を実施し、受入を</u>確定することを目指すとともに、現在実施中の案件について風評防止対策等の支援を着実に継続する。

④ 再生利用の推進

農林水産省、国土交通省等の公共事業における再生資材の受入が始まっているところ、海岸堤防、海岸防災林、港湾等の公共事業を一層積極的に活用することにより、復興の妨げとなっている仮置場の早期解消を図る。特に、品目については、不燃混合物のふるい下や瓦くず、焼却主灰等の再生資材化が今後本格化することから、以下の方針でその活用拡大に取り組む。

- 国が実施する公共工事において、被災自治体からの要請に応じ、 これら再生資材の活用を発注内容に盛り込む。
- 地方自治体が実施する公共工事において、これら再生資材が積極 的に活用されるよう調整を図る。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(抜粋)

1. 災害廃棄物等の処理工程表・目標設定と進捗管理

- ・ 平成 25 年度末までに処理を終えるという従来の目標に加え、災害廃棄物と津波堆積物 のそれぞれの処理について、<u>市町村ごとに平成 24 年度末の中間目標を設定</u>。
- ・ 両県及び各市町村における処理計画を踏まえて、国が個別市町村の中間目標を設定。その結果、岩手県・宮城県沿岸市町村全体で、<u>災害廃棄物については約59%、津波堆積物</u>については約42%、合計約53%の進捗が本年度末の中間目標(表1,図1)。

	処理・処分の実績(7月末現在)						処理・処分の中間目標(平成 24 年度末)					
	災害廃棄物		津波堆積物		合計		災害廃棄物		津波堆積物		合計	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
	(チトン)	(%)	(チトン)	(%)	(チトン)	(%)	(チトン)	(%)	(チトン)	(%)	(チトン)	(%)
岩手県	742	19	0	0	742	14	2,300	58	650	50	3,000	57
宮城県	3,058	25	407	6	3,465	19	7,100	59	2,700	40	9,800	52

18

9,400

59

3,400

42

12,800

53

4,207

表1 岩手県・宮城県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理の中間目標

407

24

合計

3,800

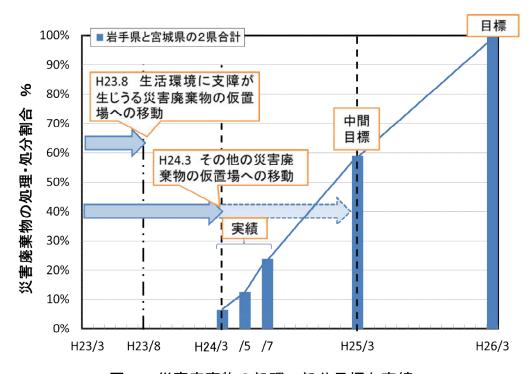


図1 災害廃棄物の処理・処分目標と実績

[※]端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

2. 災害廃棄物の処理フロー

(1) 岩手県

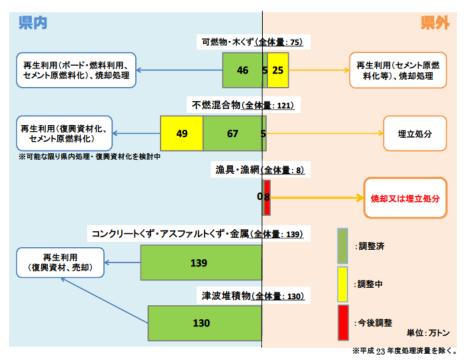


図2 災害廃棄物処理フロー(岩手県)

(2) 宮城県

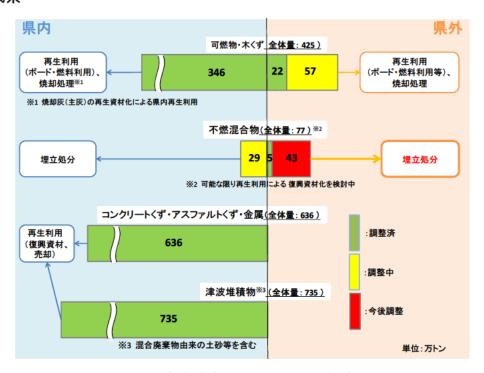


図3 災害廃棄物処理フロー(宮城県)